

平成23年5月25日

## 平成24年度 税制改正提言事項

社団法人 茨城県法人会連合会  
会 長 澁 谷 勲  
税制委員長 岡 村 浩

### 一、震災復興に関する提言・総論

東日本を襲った巨大地震は、各地に我々が経験したことのない壊滅的な被害をもたらした。更に、福島原発の事故は放射能汚染による風評被害により我が国のみならず諸外国の全産業に大きな影響を与えている。

政府は、1日も早い復興に全力で取り組むことを求める。そして今、我々中小企業は、アジアグローバル経済圏の中で長期に及ぶデフレ不況と震災の影響を受けて瀕死の状態である。

我が国を襲った戦後最大の国難に対して、震災復興対策と思いきった中小企業支援対策を並行して行わなければ、企業の規模縮小や廃業に拍車をかけ、地域経済、地域雇用が崩壊しかねない危機的状況にある。

政府は、重大な決意を持って中小企業への支援再生対策及び効果的な経済対策を実行して経済の活性化を図らなければならない。

また、被災者、被災企業に対しては思い切った税制面での優遇措置を行う必要がある。財政再建の問題については、巨額の復興財源の捻出が必要なことから復興のための国債発行はやむを得ないと考えるが、反面、復興税の創設など安易な財源捻出をすべきではない。加えて、行政コストの削減、特に公務員数の削減、民間給与ベースを参考とした給与の引き下げ、過剰行政サービスの見直し等を早急に行うとともに、子供手当や高速道路無料化等の現行政策の再検討を行い、無駄を徹底して排除することが必須条件である。

法人会は、中小企業が生き生きと国内で活躍できるような時代に合った税制の確立のために事業承継税制の創設や法人税率の引き下げ、消費税の使途などについて提言活動を行ってきた。

未曾有の国難に際して、震災の復旧、復興を最優先にすることを前提として、以下のとおり提言する。

### 二、各 論

#### 財政健全化

##### <徹底した歳出削減の断行>

社会環境や経営環境の大きな「負」の変化の中で、企業は大胆な改革や効率化を図ってきた。こうした民間企業の経営努力により我が国の経済は下支えされている。

政府は、プライマリーバランスの健全化に向けて徹底した歳出削減や行財政改革を早急に断行すべきである。

行政組織の簡素化、特に縦割り行政の解消、人員削減によるスリム化、給与・退職金の引下げ及び議員定数の削減等、最大の効率化等に取り組む、最小の歳出を実現し、小さな政府の実現に全力を挙げるべきである。

### <今後の財政政策のあり方>

- (1) 巨額の財政赤字にもかかわらず財源無視とも言えるマニフェスト重視の政策により、公的債務残高は、税収の落ち込みが続けば、社会保障費の増大とあいまって、近い将来100兆円の大台に乗るとも言われている。  
政府は、財政赤字縮減のための政策に真剣に取り組み、赤字縮減の方法及び目標を国民に示し、早急に財政の健全化を図るべきである。
- (2) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）赤字額は、毎年1兆円ずつ増加が予想されている社会保障費の現状を認識し、高齢社会がもたらす歳出の増加を踏まえた社会保障（年金制度及び医療制度等）関連制度改革を含めて、歳出削減の全体像としての実現可能な数値目標、国の進むべき方針を明確に国民に示し、早急に改善を図るべきである。
- (3) 高齢社会の進行に伴い国民負担率(対国民所得比)が大幅に増大することは避けて通れない状況であるが、年金、医療、介護等社会保障制度の抜本的な改革を進め、国民負担割合の増加は最小限にとどめるべきである。

### <子育て支援・人口減少対策は財政収支のバランスを考慮>

少子化、高齢化による人口減少は、社会経済全体の活力低下をまねき、社会保障制度全体に重大な影響をもたらしている。

子供手当の支給が開始されたが、財政収支のバランスを無視した制度で恒久的な制度としては理解しにくい。

将来にわたって子供を産み育てられるより良い環境づくりを総合的に検討すべきである。

給付付き税額控除制度やN分N乗方式等課税単位の見直しも含めた税制による子育て支援策の議論や手当の支給及び医療施設、子育て支援施設の充実など総合的見地から検討を行い、財政収支のバランスを十分考慮した上で健全な方向性を見いだすべきである。

### 社会保障費の財源確保

#### <将来に希望の持てる社会保障制度の確立>

社会保障関係費の増大がもたらす財源不足と年金給付率の世代間格差、医療費の増大などが、社会保障制度全体に亘って影を落としている。

財政収支のバランスを考慮して、中負担、中福祉を目標として、将来に向けて希望の持てる社会保障制度、特に年金制度については受益と負担を明確化し、年金徴税コストの削減及び、滞納防止策として保険料の徴収方法を税と一体化した方式にする等、公平な社会保障制度確立のために抜本的な改革を図るべきである。

また、企業の社会保険料負担が増える一方で、企業の拠出する社会保険負担金が有効活用されていないのは遺憾である。

### <社会保障制度のあり方>

一般歳出予算の最大の歳出項目である社会保障給付費の増大は確実である。特に、国民年金の未納の改善を行い、併せて介護、医療制度等社会保障制度関連の改革を早急に行い、将来に向けての負担と給付の指針を明確に示すべきである。

また、改革に当たっては事業者の社会保険料負担（GDPの8%）の軽減措置を講じるほか、最高保険料率18.2%は引き下げるべきである。

## 行財政改革の徹底

### <徹底した無駄の削減を断行>

財政収支の改善策としては、公務員数の削減、公務員給与の見直し、議員定数の削減及び議員年金の廃止、公共事業の見直し、行政機構の統廃合や積極的な規制改革を行い、民営化等を断行することにより思い切った歳出の削減を早急に行い、歳入に見合った歳出のバランスとスリム化を図り、加えて国・地方の役割分担を整理統合し、道州制の議論と合わせて小さな政府を目指した抜本的な行財政改革を進め、将来に向けての行財政の確立を真剣に進めるべきである。

## 経済

### <中小企業支援の経済・税制対策>

わが国の経済構造や税制の歪みが中小企業の活力や経営基盤強化を阻害してきた。

地域中小企業の税制上の支援策としては、法人税率、特に軽減税率の大幅な引き下げを求める。

経営強化支援策としては、借入金の返済猶予制度の更なる充実、公的融資制度にかかる利子補給の枠拡大及び中小零細企業の負担増となっている社会保険料の事業所負担分の緩和策等を行い、長引いた景気低迷の中で、規制緩和や構造改革に適応し生き残りをかけて頑張っている中小企業が、存続発展に資するための金融政策や、輸入物価の安定化を進め、自給率の向上を図るとともに、必要な公共投資を行い内需拡大を進めながら国際化グローバル化に対応した経済・税制政策を強力に進めるべきである。

## 国と地方

### <地方の自立を明確化>

地域主権の確立による地方の再生が示されたものの、明確な政策は一向に見えてこない。財政需要を明確化して地方行政サービスの効率化を図り、官民一体となった改革を進め、地域に密着した新しい地方行政のあり方を確立するとともに、地方の財政負担の軽減及び地方分権の強化を考慮して税源移譲を行い、地方行財政の確立を早急に図るべきである。

特に、国から地方への権限の移譲については、中央と地方の格差是正を図り、財源配分は、国の既得権益等にとらわれずに地方の自立を考慮した形で行わなければならない。

また、情報公開による行政の透明化を積極的に図り、開かれた行政機構を構築すべきである。

### <地方経済の活性化政策>

地域主権の確立による地方の再生が新たな国づくりの指針として示されているが、地方経済の活性化に資する政策は不透明である。

地方自治の確立とあわせて地域格差の是正、地域経済発展の原動力である中小企業の育成及び基盤強化のための政策を官民一体となって早急に講じるべきである。

## 国税・地方税

### 国 税

#### <法人の税負担のあり方>

(1) 法人税の実効税率は特にアジア諸国との国際競争力を高める見地から、引き下げを図る必要がある。

また、大企業との格差是正、地域経済を支える中小企業の活性化を進める見地から、更に軽減税率を10%程度に引き下げ、適用される所得金額についても現行800万円から2,000万円程度に引き上げるべきである。

(2) 役員給与の課税については、定期定額の制度及び事前確定届出給与の制度になっているため、期中の金額改定が困難であり、現在の経済情勢下では実情にそぐわない制度になっているため、一定の基準等を設けた柔軟な制度に改めるべきである。

また、同族会社は対象外となっている利益連動給与についても認めるべきである。

(3) 交際費課税は廃止すべきである。

(4) 減価償却関係では、少額減価償却資産の損金処理限度額(30万円)及び資産計上金額10万円は、急激な技術革新を考慮して引き上げを図るべきである。

なお、特にIT関連機器については景気対策も考慮して大幅な限度額を設けて、一括償却できる制度を設けるべきである。

更に中小企業投資促進税制の特別償却制度等の充実を図るべきである。

(5) 留保金に対する課税は二重課税であり、資本金1億円以上の同族会社の留保金課税についても廃止すべきである。

(6) 研究開発税制は2年延長され、情報基盤化税制は廃止されたが、景気回復策及び企業活性化推進の見地からも有効であるため、広く利用しやすい制度として適用範囲の拡大等を行うなど更なる改正を行うべきである。

#### <個人の所得課税のあり方>

(1) 我が国の基幹税である所得税の実効負担割合は低水準であり、所得課税最低限の引き下げ等を図り、広く浅く税負担の公平化を進めるために、税率構造と合わせて改善すべきである。

(参考) 単身	1, 144, 000円
夫婦	2, 200, 000円
夫婦+子1	2, 833, 000円
夫婦+子2	3, 842, 000円

(2) 少子化、高齢化による人口減少の進展など社会構造の変化に対応し、各種控除の見直し廃止等が図られているが、子育て支援の見地から配偶者控除及び扶養控除等人的控除については慎重な検討を行い、控除金額及び方法を考慮した上で復活すべきである。

(3) 社会構造変化への対応策としては、N分N乗方式及び給付付き税額控除方式等が検討されているが、個人所得課税の抜本的な改革も含めて検討すべきである。

## <資産課税及び資産性所得課税のあり方>

### 《相続税・贈与税》

- (1) 相続税の最高税率の引き上げが検討されているが、欧米諸国と比較すると我が国の相続税負担率は高い水準にあり、改善が必要である。
- (2) 相続税について遺産取得課税方式等が検討されているが、今後の相続税を議論するうえで有益である。民法等の兼ね合いを考慮して総合的な検討を行い、法定相続分課税方式(均分相続方式)と遺産取得課税方式の選択制にするなど公平な相続税制を早急に構築すべきである。
- (3) 贈与税は最高税率を引き下げ、累進構造についても緩和を図るべきである。  
特に基礎控除額については、現行の110万円を大幅に見直し300万円に引き上げを行うべきである。

### 《中小企業の事業承継税制の確立》

事業用資産(非上場株式)の相続税及び贈与税猶予に関する制度については、適用基準等が厳しすぎるため、活用できないのが現状である。適用条件の緩和を図り使いやすい制度に改善を図るべきである。

しかし、法人会が求める事業承継税制は、生前に一定の条件を備えた事業承継者に対する事業用資産や取引相手の無い株の承継について、欧米諸国並みの控除額を設ける等、一般の相続財産とは区分した制度として、事業承継が円滑に行われる税制を早急に創設することを求めるものである。

更に、事業承継者への事業用資産の生前贈与についても、一定期間(7年から10年)及び控除額等を設けて、事業用資産の事業承継が行える制度についても検討すべきである。

### 《事業承継税制》

- (1) 中小企業の事業承継者に対する税制については、欧米諸国では事業用資産の承継について大幅な控除を認めている。  
わが国においても雇用の場を提供し、わが国経済を下支えしている中小企業が生前に円滑な事業承継を行うために、事業用資産が控除される制度として、相続税、贈与税とは切り離した事業承継税制を創設すべきである。
- (2) 経営承継円滑化法による相続税・贈与税の納税猶予制度については、事、非上場株式の80%に対応する相続税の納税が猶予されるなど、事業承継税制が大幅に前進したことは有益であったが、適用基準として相続後5年間代表者であること・従業員の80%以上を雇用していること、更に5年経過後株式等を譲渡した場合には割合に応じて猶予税額を納付しなければならないこと等、条件が厳しすぎるために利用できない制度となっている点について早急に改善を図るべきである。
- (3) 相続税の株の評価について種類株式を利用した制度が議論されている。事業承継をスムーズに行うための制度として制限株式(非議決権株)について相続財産評価額を5%軽減する改正が図られたが、不十分であり、更に軽減策を講じるべきである。  
中小企業の活性化を進めるため、事業用資産の生前贈与の道を開く必要がある。一定要件を満たした事業承継者に対する事業用資産の承継について、ドイツやフランスの例にならって一定期間(7年から10年)及び控除額等を設けて、一定金額の範囲で事業用資産の

事業承継が行える制度についても検討すべきである。

### 《資産性所得課税》

資産性所得（キャピタルゲイン課税）への課税については、金融所得課税の一体化を早急に行い、税額については10%程度とすべきである。

### <消費税>

#### 《税率アップは行財政改革が前提》

財政収支のバランスを無視した政策により、公的債務残高は史上空前の赤字に達している。

財政需要、特に社会保障費の増加に対応するための財源として消費税の税率アップが検討されているが、税率アップについては前項で述べた徹底した歳出削減の断行が前提でなければならない。

特に給与・退職金・年金等を含めた公務員関係及び議員定数の縮減等行財政改革を速やかに実行し、不足する財政需要を国民に示した上で、税率アップおよび方法等について検討すべきである。

### 《消費税のあり方》

(1) 高齢化が進み社会保障関係費の増大に対処するための財源として福祉目的化を明確にすべきであり、大胆な歳出削減の数値目標を掲げ、行政の効率化を強力に推進することを前提として、税率引き上げ幅を最小に抑え、段階的な税率アップを考慮すべきである。

但し、現行経済下での引き上げはすべきでない。

(2) 消費税の各種届出書及び承認申請書の提出時期は、その適用を受けようとする課税期間の前課税期間の消費税確定申告書提出期限までとすべきである。

なお、消費税額4,800万円以上の事業者は毎月納付となっている。滞納防止策として基準消費税額(4,800万円以上)の引き下げを行い、それ以下の事業者についても納付回数について改善を図るべきである。

(3) インボイス方式については、企業負担の増加を招くことが懸念されるため、導入に当たっては総合的に検討を行い慎重に対応すべきである。

### <印紙税>

売り上げ代金に係る金銭受領書の非課税金額を現行30,000円から50,000円程度に引き上げを図り、20項目ある課税文書についても見直しを行い簡素化を図るべきである。

また、印紙税は明治6年に導入された税金で印紙税法は明治32年に施行された。社会経済構造の大きな変革及び電子取引や電子文書の普及を鑑み、紙文書と電子文書との公平性の問題もあることから、印紙税法については廃止を含めて抜本的な検討を行うべきである。

### 地方税

#### <地方税のあり方>

(1) 長引くデフレ不況の中、地域企業の大半が収益力低下による赤字経営を余儀なくされている現状から、外形標準課税等新たな課税、法人範囲の拡大はすべきでない。

地方行政のスリム化、行政の効率化等を積極的に図り行政コストの縮減を図ることで対応すべきである。

なお、地方財源の確保のための超過課税や法定外目的税等の乱用は課税の公平性の問題もあり行うべきではない。

- (2) 固定資産の評価は、資産の実勢価格を勘案した評価をすべきである。
- (3) 償却資産に係る固定資産税の免税点（現行150万円）を経済対策として企業の設備投資活性化を進めるために大幅に引き上げを図るべきである。
- (4) 事業所税は廃止すべきである。

## その他

### <納税者番号制度>

税負担の公平化及び徴税コストの削減のために有益であるが、個人情報流出等プライバシー保護対策については徹底した制度にすべきであり、実施に当たっては住民基本台帳番号など各省庁の番号制との統一を図るべきである。

### <環境問題に対する税制上の対応>

世界的に環境問題が議論されているなかで環境に対する税制が議論されているが税以外での対応とすべきである。

### <電子申告制度>

申告納税業務の簡素化及び徴税コスト削減のために有効であることから、国税、地方税について一括して利用できる制度に改善を行い、セキュリティ等についても改良を行うとともに、法人・個人について連年税額控除とし、思い切った控除額を設ける等、利用促進策を図るべきである。

### <ふるさと納税>

寄付額について全額税額控除を認めるべきである。